

ファミマTカード会員規約(平成26年7月4日まで にファミマTカードの発行を受けた方向け)

I 会員規約

1 会員規約

この会員規約は、ファミマTカードへの入会、会員サービスの内容などを定めるものです。なお、ファミマTカードとは、株式会社ファミリーマート（「ファミリーマート」といいます。）グループおよびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（「カルチュア・コンビニエンス・クラブ社」といいます。）グループの両グループから会員サービスを受けることができるカードです。会員は、この会員規約に基づきファミリーマートの会員となると同時に CCCMK ホールディングス株式会社（「CCCMK ホールディングス社」といいます。）の定めるV会員規約（「V会員規約」といいます。）、およびポイントサービス利用規約（「ポイントサービス利用規約」といいます。）を承認のうえ CCCMK ホールディングス社の会員（「V会員」といいます。）となつていただく必要があります。

◆ 会員には、末尾のV会員規約に関する規定が適用されますので、ご参照ください。

2 会員規約の告知

この会員規約は、カード送付時に添付するほか、下記ファミリーマートのホームページ（「本ホームページ」といいます。）への掲載その他ファミリーマートが定める方法により会員に告知します。

◆ <https://www.family.co.jp>

3 会員規約の変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてこの会員規約を変更することができますものとし、この会員規約の変更は、本ホームページ上への掲載その他ファミリーマートが定める方法により1ヶ月前までに予告し、予告した日において効力を生ずるものとし、

II ファミマTカード

4 入会手続

入会希望者は、この会員規約を承認のうえ、所定事項の届出を正確に行いファミリーマートにファミマTカード入会の申込みをしていただきます。なお、申込み時に満18歳以上（高等学校の生徒を除きます。）の方は、同時にファミリーマートの提携先のポケットカード株式会社（「ポケットカード」といいます。）にファミマTカード（クレジットカー

ド)入会の申込みをしていただき、ポケットカードが入会を承認した会員にはファミマTカード(クレジットカード)を発行します。

- ◆クレジット会員となられた方は、末尾のクレジット会員に関する規定をご参照ください。

入会希望者が未成年の場合は、事前に法定代理人の同意を得るものとします。

ファミリーマートでは、入会希望者が23の会員の地位の喪失事由に該当する場合、その他会員として認めることが不適当な事由がある場合、入会をお断りすることがあります。なお、会員は日本国内に居住する個人に限ります。

5 会員

会員とは、入会希望の申込みを受け、ファミリーマートが入会を承諾した方をいい、ファミリーマートが承諾した日から会員となります。

6 会員番号、暗証番号

ファミリーマートは、会員1名につき1つの会員番号を付与するものとし、会員には、本ホームページ等でのご利用に暗証番号をご指定いただきます。

7 ファミマTカードの発行

ファミリーマートは、会員に対しファミマTカードを発行します。会員はカードの署名欄に自己の署名をしていただきます。

8 ファミマTカードの有効期限

ファミマTカードの有効期限はありません。なお、平成26年7月4日以前にファミマTカードの発行を受けている場合であっても、平成30年9月1日より、有効期限の定めを廃止したため、カード上に表示された有効期限を過ぎても当該ファミマTカードが使用できます。

- ◆Tカード(ファミリーマート発行)はこの規約でいうファミマTカードに含まれるものとし、Tカード(ファミリーマート発行)の発行を受けた会員の方は、末尾のTカード(ファミリーマート発行)に関する規定に定める条項を除き、この規約と、これに付帯するV会員規約に関する規定、Vポイントサービスに関する規定、ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定が適用されますので、ご参照ください。

9 ファミマTカードの貸与関係

ファミマTカードは、ファミリーマートが所有し、会員に貸与するものとします。会員は善良なる管理者の注意をもってファミマTカードを利用・管理するものとし、いかなる方法によっても他人にファミマTカードを利用させません。

III 会員サービス

10 会員サービス

ファミリーマートは、会員に対し、有料または無料にて以下の会員サービスを提供します。

- (1) 日本国内のファミリーマート店（「ファミリーマート店」といいます。）で商品を購入し、サービスの提供を受けること（商品を購入し、サービスの提供を受けることを総称して「商品購入など」といいます。）に対する特典の付与
- (2) ファミリーマート店で商品購入などを行ったことなどに対する V ポイントサービスの提供
 - ファミリーマートは、CCCMK ホールディングス社の運営するポイントプログラムに参加し、会員に V ポイントサービスを提供します。V ポイントサービスについては、V 会員規約および末尾の V ポイントサービスに関する規定をご参照ください。
- (3) メールマガジンの提供
- (4) ファミマ T カードの利用状況に応じた各種クーポンの提供
- (5) ファミリーマートの提携先企業からの各種サービス、特典の提供

11 会員サービスの内容と変更

ファミリーマートは、任意に会員サービスの内容を定め、会員の承諾なくしてその全部または一部につき廃止、追加、変更を行うことができるものとします。

12 会員サービスの中止、制限

ファミリーマートは、各種の事情もしくはその都合により、任意に会員サービスの全部または一部につき提供を中止し、またはその利用を制限することがあります。

IV 会員の義務

13 複数の入会の禁止

会員は、複数のファミマ T カードへ入会をしてはならないものとし、ファミリーマートは、会員の承諾なくして複数を入会を 1 つの入会に統合することができるものとします。この場合、統合されたファミマ T カード、会員番号、暗証番号、（ファミマ T カードから暗証番号までを総称して「カードなど」といいます。）、蓄積したポイントは失効し、会員はカードを返還、廃棄するものとします。

14 カードなどの使用制限

会員は、カードなどを自らのためにのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者に使用させないものとします。

15 ポイントの不正取得の禁止

会員は、V 会員規約および末尾の V ポイントサービスに関する規定に違反し、不正にポイントの付与を受けてはならないものとします。

16 カードなどの管理責任

会員は、自らの責任でカードなどを管理していただきます。
会員は、自らのカードなどによりなされたすべての会員サービスの利用について、事由の如何を問わず、その責任を負担するものとします。

17 届出事項の変更

会員は、ファミリーマートに届け出た氏名、住所、職業、勤務先・学校、電話番号、Eメールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかに本ホームページにお届けいただくか、27 記載のファミマTカードサービスデスクにお届けください。

V 一般条項

18 個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、末尾記載の個人情報の保護に関する規定に従い、入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）の個人情報を取扱います。

◆ 個人情報の取扱いについては、末尾の個人情報の保護に関する規定をご参照ください。

19 ファミマTカードの紛失、盗難など

会員は、ファミマTカードを紛失し、もしくは盗難にあったときは、直ちに下記のファミマTカード紛失・盗難デスクにご連絡ください。

◆0570-060-010

ファミマTカードの汚破損があったときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

ファミリーマートは、その定める方法に従いファミマTカードを再発行いたします。この場合、会員はファミリーマートの定める手数料を支払います。旧ファミマTカードは使用することができなくなります。

20 ファミマTカードの仕様変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてファミマTカードの仕様変更を行うことができるものとします。この場合、ファミリーマートは会員に対し新たなファミマTカードを発行するものとし、会員は旧ファミマTカードを返還、廃棄していただきます。

21 暗証番号の失念

会員は、暗証番号を失念したときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

22 退会

会員は、ファミマTカードから退会しようとするときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

23 会員の地位の喪失

ファミリーマートは、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、会員の承諾なくして会員の地位を喪失させることができるものとします。会員が(1)から(8)の事由により会員の地位を失った場合、V会員の地位も当然に喪失します。

(1) 会員が13、14、15 に定める禁止行為を行ったとき。

(2) その他会員がこの会員規約に違反し、引き続き会員として認めることが相当でない

とき。

- (3) 会員が虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 未成年者である会員がファミマTカードへの入会、商品購入などについて法定代理人の同意を得ていないとき。
- (5) 相当の通信手段を尽くしても会員との連絡がとれないとき。
- (6) 会員が死亡されたとき（会員の地位は相続されないものとします。）。
- (7) 会員にファミマTカードの円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員として認めることが相当でないとき。
- (8) 3に定めるこの会員規約の変更に同意いただけないとき。
- (9) 会員が事由の如何を問わずV会員の地位を失ったとき。

24 会員でなくなったときの措置

会員は、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなったときは、ファミマTカードは失効となり、会員はカードを返還、廃棄していただきます。この場合、会員番号、暗証番号、蓄積したVポイントは失効します。

25 準拠法

この会員規約の成立、有効性、解釈、履行などに関しては、日本国法が適用されるものとします。

26 裁判管轄

ファミリーマートと会員との間でこの会員規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

27 お問い合わせ

ファミマTカード、会員サービス（Vポイントサービスを除きます。）のご利用、その他この会員規約に関するお問い合わせは、下記のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

◆0120-230-553

◆0570-064-230（携帯電話専用）

受付時間 9：00～17：30（年中無休）

Vポイントサービス、V会員規約に関するお問い合わせは、下記のVポイントサポートセンターにご連絡ください。

■0570-029-294

付則：この会員規約は平成19年11月6日から実施いたします。
この会員規約は平成21年4月1日から変更いたします。
この会員規約は平成21年10月1日から変更いたします。
この会員規約は平成22年10月4日から変更いたします。
この会員規約は平成24年9月15日から変更いたします。
この会員規約は平成25年1月4日から変更いたします。
この会員規約は平成26年7月5日から変更いたします。
この会員規約は平成30年9月1日から変更いたします。
この会員規約は令和2年10月1日から変更いたします。
この会員規約は令和3年5月1日から変更いたします。
この会員規約は令和6年4月22日から変更いたします。

V 会員規約に関する規定

- 1 この会員規約6によって会員に付与する会員番号は、V 会員規約に定めるカード番号に該当するものとします。
- 2 この会員規約およびファミマTカード・クレジット会員規約（「クレジット規約」といいます。）に伴い発行されたファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）は、V 会員規約に定めるカードに該当するものとします。
- 3 ファミマTカードの有効期限などについてはこの会員規約8を、またファミマTカード（クレジットカード）の有効期限などについてはクレジット規約第3条を適用し、V 会員規約第2条第2項(5)は適用しません。
- 4 ファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）の紛失・盗難の申出などについては、この会員規約19、クレジット規約第28条、29条を適用し、V 会員規約第2条第2項(6)は適用しません。
- 5 ファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）の退会については、この会員規約22、クレジット規約第30条を適用し、V 会員規約第3条（ただし、カードの退会に関するものに限ります。）は適用しません。
- 6 以上に規定した事項以外の事項については、V 会員規約が適用されますが、CCCMK ホールディングス社の個人情報の取扱いに関しては、「ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定」前文■部分をご確認ください。
 - TSUTAYA レンタルサービスを利用される場合、カルチュア・エクスペリエンス株式会社の定める「TSUTAYA フランチャイズチェーンレンタル利用規約」を承認のうえ、TSUTAYA 店舗においてレンタル利用登録をしてください。
 - CCCMK ホールディングス社が運営するポイントプログラムの参加企業により提供されるサービスをご利用いただく場合には、当該サービスの利用規約をご承認いただく必要がございます。
詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

付則：この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成21年4月1日から変更いたします。

この規定は平成21年10月1日から変更いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

この規定は平成25年1月4日から変更いたします。

この規定は平成25年10月1日から変更いたします。

この規定は平成26年7月5日から変更いたします。

この規定は平成30年9月1日から変更いたします。

この規定は令和2年10月1日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

クレジット会員に関する規定

1 ファミマTカード（クレジットカード）の発行

ファミマTカードに入会された会員のうち、クレジット機能が付加されたカード（「ファミマTカード（クレジットカード）」といいます。）の会員となられた方（「クレジット会員」といいます。）には、ファミリーマートの提携先のポケットカードがファミマTカード（クレジットカード）を発行いたします。

2 会員規約の適用関係

クレジット会員には、この会員規約のほか、ファミマTカード・クレジット会員規約が適用されます。クレジット会員に対しては、ファミマTカード（クレジットカード）が発行されることから、この会員規約の適用は以下のとおりとなります。

(1) ファミマTカード（クレジットカード）の発行、有効期限、貸与関係、紛失・盗難などについては、ファミマTカード・クレジット会員規約第2条、第3条、第28条、第29条を適用するものとし、この会員規約7、8、9、19は適用しません。

(2) ファミマTカード（クレジットカード）の使用制限、管理責任についてはファミマTカード・クレジット会員規約第2条を適用するものとし、この会員規約14、16は適用しません。

3 個人情報の取扱い

クレジット会員の個人情報の取扱いについては、ファミマTカード・クレジット会員個人情報に関する規約も適用されます。

4 会員資格の喪失

クレジット会員は、会員でなくなったときは、当然にクレジット会員の資格も喪失します。この場合、クレジット会員は、ファミマTカード・クレジット会員規約第32条3項に従い、ファミマTカード（クレジットカード）をポケットカードに返還することになります。

5 複数の入会禁止との関係

ファミリーマートがこの会員規約13に従い、入会を統合した場合、クレジット会員が失効した入会についてファミマTカード（クレジットカード）の発行を受けているときは、そのカードは失効となり、会員はカードをポケットカードに返還するものとし、失効した会員番号、暗証番号は使用することができず、蓄積したVポイントは喪失します。

付則：この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

この規定は平成26年7月5日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

ファミマTカードiD・サービスに関する規定

1 ファミマTカードiD・サービス

ファミマTカードiD・サービス（「iD・サービス」といいます。）とは、ファミマTカード（クレジットカード）に代えて、株式会社NTTドコモが指定する携帯電話（「携帯電話」といいます。）を利用し、会員サービス（この会員規約 10(1)(2)）、および「ファミマTカード・iD会員規約」（「iD規約」といいます。）に定める決済サービスを受けることができるサービスをいいます。

この規定は、iD・サービスにおける会員サービス（この会員規約 10(1)(2)）の利用などについて規定するもので、決済サービスについてはiD規約をご確認ください。

2 利用者

iD・サービスは、クレジット会員のうち、この規定、およびiD規約を承認のうえ、ポケットカード所定の方法により申込み、ポケットカードがこれを認めた方が利用することができます。

3 会員サービス

iD・サービスでは、ファミマTカード（クレジットカード）に代えて携帯電話を利用することにより会員サービス（この会員規約 10(1)(2)）を受けられますが、会員サービスの提供は以下のとおりとなります。

- (1) 同時にファミマTカード（クレジットカード）を利用することはできません。
- (2) ファミリーマート店で、Vポイントを利用することはできません。

4 免責など

- (1) 利用者は、携帯電話を、いかなる方法によっても、他人にiD・サービスの提供を受けるために利用させません。
- (2) ファミリーマートは、携帯電話および携帯電話内に装備された非接触型ICチップ他の技術的な欠陥、品質不良などの原因によりファミマTカード（クレジットカード）に代えて携帯電話を利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。

付則：この規定は平成20年9月30日から実施いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

この規定は平成26年7月5日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

Vポイント・サービスに関する規定

1 V会員規約の適用

Vポイントサービスについては、CCCMK ホールディングス社のV会員規約、およびポイントサービス利用規約が適用され、ファミリーマート店におけるVポイントサービスについては、この規定も適用されます。

2 ファミリーマート店でのVポイントの付与

ファミリーマートは、以下のとおりVポイントを付与します。ただし、各種チケット、旅行商品、その他ファミリーマートが指定した商品にはVポイントは付与されません。

・ 会員がファミリーマート店においてファミマTカード〔ファミマTカード（クレジットカード）を含みます。以下同様とします。〕を提示し商品購入などを行いレジスターで支払った代金総額（税込み金額）について200円に対し1ポイントを付与します（端数の金額は切り捨てます。）。

3 ファミリーマート店でのVポイントの利用方法

会員は、ファミリーマート店において商品購入などを行う際に、ファミマTカードを提示することにより、Vポイントを利用できます。

ただし、以下の商品購入などには利用できないものとします。

- (1) カード類（テレホンカード、クオカードなど）
- (2) チケット類
- (3) 切手、収入印紙、ハガキ
- (4) たばこ
- (5) 商品券（ビール券など）
- (6) 公共料金、貸付金などの代行収納金
- (7) その他ファミリーマートの定める商品、サービス

なお、クレジットカードを利用して商品購入などの代金を支払う場合には、Vポイントは利用できません。

4 保有ポイント数の確認

保有されているポイント数の確認は9のVポイントサポートセンターに行うか、Vポイントサイト(<https://vpoint.net/>)をご確認ください。

5 Vポイントの失効

Vポイントは、最後にVポイントが付与、利用または交換された日から1年間変動がない場合、失効します。

6 会員の地位喪失によるVポイントの失効

会員のVポイントに関するすべての権利は、会員がその地位を喪失すると同時に失効となります。また、ファミリーマート店において会員が不正にVポイントの付与を受け

たことにより会員の地位を喪失した場合、不正に付与を受けたVポイントにつき、1ポイントを10円に換算した金額を、ファミリーマートに支払うものとします。

7 Vポイントサービスの変更

ファミリーマートは、会員の承諾なくしてVポイントサービスの全部または一部につき変更することができるものとします。

8 細則

ファミリーマートは、必要に応じ、Vポイントサービスに関する細則を定めることができるものとし、会員はこれに従います。

9 お問い合わせ

Vポイントサービスに関するお問い合わせは、下記のVポイントサポートセンターにご連絡ください。

■電話番号 0570-029-294

付則：この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成23年3月1日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

この規定は平成25年1月4日から変更いたします。

この規定は平成26年7月5日から変更いたします。

この規定は平成30年9月1日から変更いたします。

この規定は令和2年10月1日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、会員などの個人情報を以下の定めに従い取扱います。会員などは、以下の定めにご同意いただきます。

■ CCCMK ホールディングス社により取得される個人情報〔入会申込書★印の情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号）、その更新情報およびその他V会員規約により定められた情報〕の取扱いについては、V会員規約第4条（個人情報の取扱いについて）をご参照ください。

- 1 個人情報の取扱いについて、法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 2 以下の個人情報を取得、保有します。
 - (1) 入会の申込時、変更届出時にお届けいただいた氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先・学校、Eメールアドレスなどの情報。
 - (2) ファミリーマート店での商品購入などに関する商品の種類、代金、回数、店舗などの情報。
 - (3) ファミリーマート店でVポイントが付与または利用される取引に関する会員番号、ポイント数、購買履歴などの情報。
 - (4) クレジットカードの利用に関する利用金額、利用したファミリーマート店などの情報。
 - (5) ファミリーマートが主催または提携先企業と協賛するキャンペーンへの応募などの会員サービスの利用、3(3)に定めるアンケート調査、モニタリング調査によって得られた顧客満足度、消費行動などの情報。
- 3 個人情報は、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業において、以下の目的の遂行に必要な範囲でのみ利用します。
 - (1) 入会の審査、ファミマTカードの運用、会員サービスの提供（ファミリーマート店での商品購入などの履行を含みます。）。
 - (2) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で宣伝物、印刷物などの営業案内を郵便、Eメールなどの方法により送付すること。
 - (3) 顧客満足度、消費行動などに関してファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同でアンケート調査、モニタリング調査（これらに伴う各種プレゼントの提供を含みます。）などを郵便、Eメールなどの方法により実施すること。
 - (4) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で、市場調査、商品開発を行うこと。
 - (5) 5により、CCCMK ホールディングス社に会員の2(3)の個人情報を第三者提供すること。
- 4 ポケットカードとの間で、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコンビニ

エンスストア事業およびポケットカードのクレジット事業において、ファミマTカードの会員サービスおよびファミマTカード（クレジットカード）の付加機能などを会員に提供すること、ならびに市場調査、商品開発のため、保護措置を講じた上で、会員の2（2）（3）（4）（5）の個人情報を共同利用します。

◆ 当該個人情報の管理について責任を有する者

株式会社ファミリーマート 個人情報統括管理責任者（連絡先は14記載の窓口と同じ）

5 会員がファミリーマート店でVポイントが付与または利用される取引をした場合、会員に対しVポイントサービスの提供その他V会員規約第4条3（利用目的）で定める目的のため、会員の2（3）の個人情報を、保護措置を講じたうえデータ送信の方法によりCCCMKホールディングス社に提供します。この場合、CCCMKホールディングス社は、ファミリーマートからデータ受信の方法により提供を受けた会員の2（3）の個人情報を、CCCMKホールディングス社の定める個人情報の取扱規程に従って管理し、V会員規約第4条3（利用目的）で定める目的の遂行に必要な範囲でのみ利用します。

◆ CCCMKホールディングス社に提供した個人情報の取扱いについては、以下に記載した同社の個人情報管理責任者にご連絡ください。

CCCMKホールディングス株式会社

個人情報管理責任者

（連絡先は下記と同じ）

Vポイントサポートセンター

電話番号 0570-029-294

■ 会員が上記の提供を承認しない場合は、ファミリーマート店でVポイントを付与されるなどのVポイントサービスを受けることができないことを、ご了解いただきます。

6 会員は、5のCCCMKホールディングス社への個人情報の提供の停止を求めるときは、14記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

7 5の場合および以下の場合を除き、会員などの同意を得ないで、個人情報の第三者提供はいたしません。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員などの同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、会員などの同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員などの同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

8 個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止するため、一般に信頼性が高いと認められて

いる組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じ、個人情報を取扱う従業者に対し、必要かつ適切な監督を行います。ただし、個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止する絶対的手段はなく、これらの措置を講じた上でも、個人情報の漏えい、滅失またはき損の危険もあり得ることをご了解いただきます。

- 9 2の個人情報の取得および3の利用目的に必要な業務を委託する場合（再委託を含みます。）、保護措置を講じた上で、委託先に対し委託業務の遂行に必要な範囲で会員などの2（1）（2）（3）（4）（5）の個人情報の取扱いを委託します。
- 10 ファミマTカードへの入会をお断りした入会申込者の2（1）の個人情報は、お問い合わせへの対応などのため、入会をお断りした理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 11 会員が退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、2（1）（2）（3）（4）（5）の個人情報は、お問い合わせへの対応などのため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 12 会員などが入会申込みの際に2（1）の個人情報をお届けいただけない場合およびこの規定の内容の全部または一部を承認しない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、3（2）（3）の利用目的に同意しない場合でも、これを理由に入会をお断りすることはありません。
- 13 会員から3（2）（3）による個人情報の利用の中止の申出があった場合は、ファミリーマートでの利用を中止する措置をとります。
- 14 会員などは、ファミリーマートが保有する自身の個人情報について、利用目的の通知、または開示を求めることができます。またその結果、必要な場合は訂正、追加、削除、利用・提供の停止、消去、および苦情・相談を申し出ることができます。ファミリーマートでは、これらを受け付けた場合、適切かつ迅速に対応させていただきます。また、そのための窓口を以下のとおり開設しています。

株式会社ファミリーマート 個人情報統括管理責任者（連絡先は下記と同じ）

ファミマTカードサービスデスク

◆0120-230-553

◆0570-064-230（携帯電話専用）

付則：この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成20年6月1日から変更いたします。

この規定は平成21年4月1日から変更いたします。

この規定は平成21年10月1日から変更いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

この規定は平成26年7月5日から変更いたします。

この規定は平成26年11月1日から変更いたします。

この規定は令和2年10月1日から変更いたします。

この規定は令和4年4月1日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

ファミマTカード会員、ファミマTカード・クレジット会員を対象とした匿名加工情報の取り扱いに関する付則

ファミリーマートは、「ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定」2.に示す個人情報のうち以下の項目を、復元することができない方法により他の記述に置き換え、株式会社データ・ワンとの契約期間において匿名加工情報を作成しています。

- ・特定のお客様と識別できない態様に変えた情報（「氏名」・「住所」・「電話番号」は削除、会員IDは復元できないように変換、生年月日は誕生年のみに加工）
- ※ただし、ファミマTカード会員様の中で当初から上記の情報を登録いただいていない方もいらっしゃいます。
- ・ファミリーマート店での商品購入などに関する商品の種類、代金関連、回数、店舗関連名、購買日時、会員様等の区分についてなどの情報

ファミリーマートはセキュリティが確立された環境内で作成した匿名加工情報を、ファミリーマートで安全性を確認したクラウド環境を使って株式会社データ・ワンに提供いたします。

この付則は令和2年12月17日より実施いたします。

ファミマTカード（初音ミクデザイン）に関する規定

1 ファミマTカード（初音ミクデザイン）

ファミマTカード（初音ミクデザイン）とは、「初音ミク」の容姿が表示されたファミマTカードおよびファミマTカード（クレジットカード）（総称して「初音ミクデザインカード」といいます。）をいいます。この規定は、初音ミクデザインカードの発行手続、初音ミクサービス、サービス登録料、著作権などについて規定するもので、それ以外の事項については、ファミリーマートが定めるファミマTカード会員規約（付属のV会員規約に関する規定などの諸規定を含みます。）、ならびにポケットカードが定めるファミマTカード・クレジットカード会員規約（付属の個人情報に関する規約などの諸規約を含みます。）が適用されます。

2 発行手続

初音ミクデザインカードの発行を希望する入会希望者は、ファミリーマートおよびポケットカードに対し、ファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）の入会の申込みを行うに際し、所定の手続に従い、初音ミクデザインカードの発行の申込みを行っていただきます。また、既にファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）に入会済みの会員も、会員の地位を維持したまま、所定の手続に従い、初音ミクデザインカードの発行の申込みを行うことができます。なお、初音ミクデザインカード発行の申込み期間は平成25年6月11日から平成25年11月末日までとします。ファミリーマートおよびポケットカードは、初音ミクデザインカードの発行を承諾する場合、会員に対し初音ミクデザインカードを発行し、初音ミクサービスへの登録を行います。既存の会員に初音ミクデザインカードが発行された場合、当該会員が発行を受けていた旧ファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）は失効します。

3 初音ミクサービス

初音ミクサービスとは、初音ミクサービスに登録された会員に対する、ファミリーマートによる初音ミクデザインカードの発行、ならびにCCCMKホールディングス社による各種のサービス、特典の提供をいいます。当該サービス、特典の内容はファミリーマートおよびCCCMKホールディングス社により任意に定められ、会員の承諾なくしてその全部または一部につき廃止、追加、変更が行われることがあります。なお、初音ミクサービスの提供期間は平成25年6月11日から平成26年8月末日までとします。

4 サービス登録料

初音ミクサービスに登録された会員は、3の初音ミクサービスを受けるため、ファミリーマートに対し所定の方法により金500円（消費税抜き）のサービス登録料（「サービス登録料」といいます。）を支払うものとします。お支払いいただいたサービス登録料はいかなる理由があっても返金しません。会員がサービス登録料を指定された期日までに

支払わない場合、3の初音ミクサービスのうち、各種のサービス・特典の提供を受けることができません。

5 著作権

初音ミクデザインカードに含まれるキャラクターの著作権はクリプトン・フューチャー・メディア株式会社（「クリプトン・フューチャー・メディア社」といいます。）に帰属します。会員はクリプトン・フューチャー・メディア社の著作権を侵害することはできません。

6 初音ミクデザインカードの再発行

3の初音ミクサービスの提供期間中に初音ミクデザインカードが紛失、盗難、汚破損などにより使用できなくなった場合は、会員はファミリーマートまたはポケットカードに対し、所定の手数料を支払い、所定の手続に従い、初音ミクデザインカードの再発行を申出ることができます。ファミリーマートまたはポケットカードにより初音ミクデザインカードが再発行された場合、旧初音ミクデザインカードは失効します。なお、初音ミクサービスの提供期間が経過した後は、通常の仕様のファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）が再発行されます。

7 初音ミクデザインカードの有効期限の更新

ファミマTカードの定めにかかわらず、初音ミクデザインカードの有効期限は、カード上に表示された最終月の末日までとします。初音ミクデザインカードの有効期限が更新される場合、3の初音ミクサービスの提供期間中のときは有効期限を更新した初音ミクデザインカードが発行されますが、当該提供期間経過後のときは有効期限を更新した通常の仕様のファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）が発行されます。

8 初音ミクサービス終了後のミクデザインカードのご利用

初音ミクデザインカードは、初音ミクサービスの提供の終了後も、通常のファミマTカードまたはファミマTカード（クレジットカード）としてご利用いただくことができます。

付則：この規定は平成25年6月11日から実施いたします。

この規定は平成26年4月1日から変更いたします。

この規定は平成30年9月1日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

ファミマTカード（初音ミクデザイン）の個人情報の保護に関する規定

初音ミクデザインカードの会員などの個人情報の取扱いに関しては、ファミマTカードについてはファミリーマートの「ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定」が適用され、またファミマTカード（クレジットカード）についてはポケットカードの「ファミマTカード・クレジット会員 個人情報に関する規約」が適用されますが、これらの規定および規約に定める個人情報の利用目的に次の利用目的を追加します。

- 1 ファミリーマートが、初音ミクサービスに登録された会員に対し、サービス登録料を請求し、その入金の管理をすること。
- 2 ファミリーマートが、1の会員によるサービス登録料の支払いの有無に関する情報を、会員に対し各種のサービス、特典の提供を行う CCCMK ホールディングス社に対し提供し、CCCMK ホールディングス社が当該情報を会員が各種のサービス、特典の提供を受ける権利を有するか否かを確認するために利用すること。
- 3 ファミリーマートおよび CCCMK ホールディングス社が、1の会員に対し、初音ミクサービスを提供すること。
- 4 ファミリーマートおよび CCCMK ホールディングス社が、1の会員に対し、初音ミクサービスに関連する宣伝物、印刷物などの営業案内を郵便、Eメールなどの方法により送付すること。

付則：この規定は平成25年6月11日から実施いたします。

Tカード（ファミリーマート発行）に関する規定

Tカード（ファミリーマート発行）については、以下の条項は適用されません。なお、Tカード（ファミリーマート発行）に対する会員サービスは、ファミマTカードとは異なります。

1 ファミマTカード会員規約

(1) II 8（ファミマTカードの有効期限）は適用せず、Tカード（ファミリーマート発行）の有効期限は次のとおりとします。「Tカード（ファミリーマート発行）の有効期限は、ファミリーマートが同カードの発行をした日（「発行日」といいます。）から満1ヵ年経過した日（「満了日」といいます。）までとします。ただし、発行日の翌々日から満了日までの間に、Vポイントの残高が変動した場合は、満了日は、その変動があった日から自動的に1年後まで延長されます。また、Vポイントの残高の変動以外に、Tカードの各種サービスを継続利用されている場合にも、自動的に1年後まで延長されます。有効期限はカード上に表示されません。」

(2) III 10（会員サービス）は適用せず、Tカード（ファミリーマート発行）の会員サービスは次のとおりとします。

「(1) ファミリーマート店で商品購入などを行ったことなどに対するVポイントサービスの提供

■ファミリーマートは、CCCMKホールディングス社の運営するポイントプログラムに参加し、会員にVポイントサービスを提供します。Vポイントサービスについては、V会員規約およびVポイントサービスに関する規定をご参照ください。

(2) Tカード（ファミリーマート発行）の利用状況に応じた各種クーポンの提供

(3) ファミリーマートの提携先企業からの各種サービス、特典の提供」

2 V会員規約に関する規定

「3」は、「この会員規約8を」を、「本規定1(1)により変更されたこの会員規約8を」と変更のうえ、準用します。

付則：この規定は平成24年9月15日から実施いたします。

この規定は平成25年1月4日から変更いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。

このファミマTカード会員規約などの適用に関する

規定

このファミマTカード会員規約などの適用は、平成26年7月5日以降、以下のとおりとします。

1 平成26年7月4日までにファミマTカード（更新カードを含みます。）の発行を受けた 会員

このファミマTカード会員規約および付帯する規定が適用されます。ただし、以下のとおり適用されず、または変更される規定があります。

(1) ファミマTカード会員規約

・Ⅱ4（入会手続）は適用されません。平成26年7月5日以降はこのファミマTカード会員規約などに基づく入会手続は行いません。

・Ⅱ6（会員番号、暗証番号）は次のとおり変更されます。暗証番号は不要となります。

「6 会員番号

ファミリーマートは、会員1名につき1つの会員番号を付与するものとします。」

・Ⅱ8（ファミマTカードの有効期限）は次のとおり変更されます。

「8 ファミマTカードの有効期限

ファミリーマートは、ファミマTカードの有効期限を定め、カード上に表示します。有効期限は、カード上に表示された最終月の末日までとします。

カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、会員に対し、平成26年7月5日から新たに実施されるファミマTカード会員規約および付帯する規定（「平成26年7月5日からの規約など」といいます。）に基づき発行されるファミマTカード（「新ファミマTカード」といいます。）を発行します。新ファミマTカードでは、有効期限はカード上に表示されません。新ファミマTカードが発行された以降は、このファミマTカード会員規約などではなく、平成26年7月5日からの規約などが適用されますが、会員は改めて入会手続をとる必要はありません。

申込み時に満18歳以下の方で期限到来時に満19歳以上となった会員は、期限到来の際、ポケットカードにファミマTカード（クレジットカード）入会の申込みをしていたが、ポケットカードが入会を承認した会員にはファミマTカード（クレジットカード）を発行します。ポケットカードの承認が得られなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、新ファミマTカードを発行します。ファミマTカード（クレジットカード）入会の申込みをされなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、新ファミマTカードを発行します。

新ファミマTカードでは、有効期限はカード上に表示されません。新ファミマTカードが発行された以降は、このファミマTカード会員規約などではなく、平成26年7月5日からの規約などが適用されますが、会員は改めて入会手续をとる必要はありません。」

- ・ IV13（複数の入会の禁止）は次のとおり変更されます。

「13 複数の入会の禁止

会員は、複数のファミマTカードへ入会をしてはならないものとし、ファミリーマートは、会員の承諾なくして複数の入会を1つの入会に統合することができるものとし、この場合、統合されたファミマTカード、会員番号（ファミマTカードおよび会員番号を総称して「カードなど」といいます。）、蓄積したポイントは失効し、会員はカードを返還、廃棄するものとし、

- ・ IV17（届出事項の変更）は次のとおり変更されます。

「17 届出事項の変更

会員は、ファミリーマートに届け出た氏名、住所、職業、勤務先・学校、電話番号、Eメールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかに27記載のファミマTカードサービスデスクにお届けください。」

- ・ V19（ファミマTカードの紛失、盗難など）は次のとおり変更されます。

「19 ファミマTカードの紛失、盗難など

会員は、ファミマTカードを紛失し、もしくは盗難にあったときは、直ちに下記のファミマTカード紛失・盗難デスクにご連絡ください。

◆0570-060-010

ファミマTカードの汚破損があったときは、27記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

ファミリーマートは、その定める方法に従い、新ファミマTカードを再発行いたします。旧ファミマTカードは使用することができなくなります。」新ファミマTカードが発行された以降は、このファミマTカード会員規約などではなく、平成26年7月5日からの規約などが適用され、会員には新たに入会手续をおとりいただきます。」

- ・ V21（暗証番号の失念）は適用しません。
- ・ V24（会員でなくなったときの措置）は次のとおり変更されます。

「24 会員でなくなったときの措置

会員は、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなったときは、ファミマTカードは失効となり、会員はカードを返還、廃棄していただきます。この場合、会員番号、蓄積したVポイントは失効します。」

(2) Vポイントサービスに関する規定

- ・ 2（ファミリーマート店でのVポイントの付与）は次のとおり変更されます。

「2 ファミリーマート店でのVポイントの付与

ファミリーマートは、以下のとおりVポイントを付与します。

(1) 会員がファミリーマート店においてファミマTカード〔ファミマTカード(クレジットカード)を含みます。以下同様とします。〕を提示し商品購入などを行いレジスターで支払った代金総額(税込み金額)について200円に対し1ポイントを付与します(端数の金額は切り捨てます。)。ただし、各種チケット、旅行商品、その他ファミリーマートが指定した商品にはVポイントは付与されません。

(2) ファミリーマートは、自らの定める方法により、会員の商品購入などの実績に応じ、(1)とは異なる割合によりポイントを付与することができるものとします。」

(3) Tカード(ファミリーマート発行)に関する規定

・冒頭の第2文「なお、Tカード(ファミリーマート発行)に対する会員サービスは、ファミマTカードとは異なります。」、「1(2)」の全文は適用されません。Tカード(ファミリーマート発行)にも、ファミマTカードと同じ会員サービスが提供されます。

2 平成26年7月5日以降ファミマTカード(更新カードを含みます。)の発行を受ける会員

会員には、新ファミマTカードを発行します。新ファミマTカードが発行された以降は、このファミマTカード会員規約などではなく、平成26年7月5日からの規約などが適用されます。

◆ 平成26年7月5日からの規約などは、本ホームページへの掲載その他ファミリーマートが定める方法により告知しますので、ご参照ください。

付則：この規定は平成26年7月5日から実施いたします。

この規定は令和6年4月22日から変更いたします。